



門ル24
番 1.965
卷 3止



神門郡

合郷八里二十二。餘戸一。驛家二。神戸一。

朝山郷

今依茶用

里二

日置郷

今依茶用

里二

鹽治郷

本字止屋

里二

八野々

今依茶用

里二

高岸々

今依茶用

里二

古志々

今依茶用

里二

○出雲風土記假字書神門郡

○六十七



滑狭郷

今依前用

里二

多伎郷

本字多吉

里三

餘戸里

狭結驛

本字最邑

多伎驛

本字多吉

神戸里

神門とを

所以

神門は伊賀為熊が時神

門とて

即

神門は等古より今

ふ常に

此處

故神門といふ

朝山郷

那家の東南五里五十六歩神魂命此御子

出玉着玉之邑

日女命

坐

其トキアツタ所造

ら

大神大穴持命

娶

結

にかよひ

坐

朝山といふ

日置々

郡家此正東四里志紀傳宮又天下志

め

天皇の御世

日置

傳

宮又天下志

素

宿

停

政

爲

所

素

日置郷ヒオキノサトと云云。

鹽冶ヤムヤノサト郡家ヒムカシキタ比東ヒムカシキタ小六里アガサ阿遲須タカヒコノミコト根言日子命タカヒコノミコト比所

子コ鹽冶ヤムヤ毘古能命ヒコノミコトま坐しき故かれ止屋ヤムヤと云云。神龜ジムキノ

三年ミヤト字ツと鹽冶ヤムヤと改改。

八野ヤヌノサト々郡家コホカシの正ニキタ水サムリ二里ニヒヤクイチジラ二百一十步スササノ。須佐能袁命ヨノミコト

の御子ミコ八野ヤヌ若日女命ワカヒメノミコトま坐しき其。其トキアタリタ所造所造

らオホカシ大神オホナ大穴持命モチノミコト。ま娶あひ給タマひ給タマむと云云。屋ヤ

と云云。令造タマ給タマひき故。かまヤヌ八野八野と云云。

高岸タカキ々ケ郡家ヒムカシの東ヒムカシ水ニリ二里アタリ天下アタリ比オホカシ々ケ大神オホカシ比

所造所造。御子ミコ阿遲須アヂス根言日子命タカヒコノミコト。甚甚ヨルヒル甚晝夜ヨルヒルぬを甚たま

しき仍かま其と云云。高タカき屋タカを仍比タカら仍まタカせタカ。即言タカ

持ハシ成建々建。登登々登。降降々降。養養々養。奉奉々奉。故故

高岸タカキと云云。神龜ジムキノ三年ミヤト字ツ以言タカキ岩タカキと云云。改改

古志コシ々ケ即郡コシ家コシ比コシ々ケ。伊特那イサナ命イサナ比イサナ日イサナ河イサナ

を以りて池イケを以比イケら以給タマひきソノ。其ソノ時トキ古志コシ乃ソノ國人クニヒト等トモ。

到到來来。比比々比。爲爲。即即。宿宿居居。所所。

故 コシ 志 シ と 云。

滑狭々郡家の南西八里。須佐能袁命比御子。和加

須世理比賣命。坐 ス。其 其 時 トキ 天下 天下 作 所 造 造。

大神命。みあひく通ひ申 カヨ 時 トキ 又 又。其 其 社 ヤシロ の 祭 祭。

磐石 イハ あり。其 其 上 上 甚 甚 滑 滑。即 即。

詔 詔 しく 哉。其 其 磐石 磐石。哉 哉。詔 詔 給 タニ ひき カレ。

南佐 ナメサ と 云。神龜 云 三年 云 字 云 を 滑狭 ナメサ と 改 したむ。

多伎 タキ 乃 ノ 郡家 郡家 北 北 南西 南西 二十里 二十里 天下 天下 作 所 造 造。大 オホ 神 カミ。

の 湖 ミヅ 子 子。阿 ア 陀 タ 加 カ 夜 ヤ 努 ヌ 志 シ 多 タ 伎 キ 吉 キ 比 ヒ 賣 メ 命 ミコト 乎 云。其 其 素 ヒト 辰 チ。

多 タ 吉 キ と 云。神 ニ 龜 ニ 三 三 年 年 字 字 を 多 タ 伎 キ と 改 したむ。

餘 ア 戸 ミ 里 リ 郡 郡 家 家 北 北 南 南 西 西 二 二 十 十 六 六 里 里。名 名 を 作 所 造 造 意 意 字 字。

郡 郡 の 如。

狭 サ 結 ユク 驩 ウマ 郡 郡 家 家 北 北 日 日 所 所。古 古 志 志 國 國 の 佐 サ 與 ヨ 布 フ と 云。其 其 素 ヒト 辰 チ。

其 其 素 素 辰 辰 乎 乎。神 ニ 龜 ニ 三 三 年 年 字 字 を 狭 サ 結 ユク と 改 したむ。

其 其 素 素 辰 辰 乎 乎。古 古 志 志 乃 乃 如 如。

多 タ 伎 キ 驩 ウマ 郡 郡 家 家 の 西 西 南 南 一 一 十 十 九 九 里 里。名 名 を 作 所 造 造 意 意 字 字 改 改 したむ。

示社

るおしと多伎々此おし。

神戸里郡家北東南一十里。名を少くおしと意

字郡のどし。

新造院一所。朝山のの中おし。郡家北正東

二里六十歩。巖堂を所。神門后等が造る

所。ところをちり。

新造院一所。古志のの中おし。郡家北東南一

里。巖堂を所。刑部后等が造る中をちり。

美久我社 阿須理社 比布知社

又比布知社 多吉社 夜牟夜社

矢野社 波加佐社 奈賣佐社

知乃社 浅山社 久奈為社

依志牟社 多支招社 阿利社

阿糸社 國村社 奈賣佐社

阿利社 大山社 保乃加社

多吉社 夜牟夜社 同夜牟夜社

比奈社

以上の二十五所ハ並カムツカサ

鹽夜社 火守社 同鹽夜社

久奈子社 同久奈子社 加夜社

小田社 波加佐社 同波加佐社

多支社 多支々社 波須波社

以上の十二所ハ並カムツカサ

田俣山郡家の正南一十九里拖扮あり

山

長柄山郡家の東南一十九里拖扮あり

吉栗山郡家北西南二十八里拖扮あり

天下つら〜大神の宮材つら山あり

宇比多伎山郡家北東南五里五十六歩大神乃

御座あり

稻積山郡家北東南五里七十六歩大神の稻積

あり

陰山郡家の東南五里八十六歩大神の御座あり

縮山郡家の正東五里一百一十六步。東小樹林

あり。三方をみぬ磯あり。大神の御稻あり。

杵山郡家の東南五里二百五十六步。南西に並樹

林あり。東少く並磯あり。大神は御稻杵あり。

冠山郡家北東南五里二百五十六步。大神北御冠

あり。

凡諸山野ふりゆり草木ハ。白斂栝梗。藍漆龍膽

高陸綾断獨活白芷秦折百部根百合卷柏石斛

升麻當歸石葺麥門冬杜仲細辛伏苓葛根薇蕨

藤李蜀椒檜杉樺赤桐白桐椿槻柘榆藁楮禽獸

ふら別鵬鷹晨風鳩山鷄鶉鶻狼猪鹿兔狐獼猴

飛鼯あり。

神門川。源を飯石郡の琴引山より出く。少く流る

る。即ち未為波多須佐の三々を經て神門

郡の餘戸里大門立村を出て即神戸朝山古志等

此三々を經て西へ流れて水海より入る。則ち東

池

鮭麻須伊具比あり。

多岐小川。源を郡家北西南三十三里。多岐山より

出。水又流れて大海入。年魚有り。

宇加池。周二里六十步。

素食池。周一里一百四十步。菜有り。

笠柄池。周一里六十六步。菜あり。

止屋池。周一里。

神門水海を。郡家北正西四里五十步。周二十五里

七十四步。うらみ。則鮎魚。鎮仁。須受。招。新。玄。鱈

有り。ゆめ。水海と大海と。此間又山有り。長さ

二十二里二百二十四步。廣さ三里。此者。意美

豆努命の國引ま。附の網有り。今。絡。人。園

の松山と。地のみ。壤石とも。又。白。沙

乃。積。松の林。か。せ。吹。附。を。油。を

ち。ぐ。れ。松の林を。お。ほ。ひ。う。げ。む。今。半。ハ。埋

半。の。お。ま。り。お。そ。ろ。ろ。遂。ふ。う。げ。の。れ。を

○出雲風土記假字書

○七十四

道通

ちむろ。松山の南乃端なる茨久我林より石見
と出雲と二國の堺中為崎より至る間或ハ平
砂。或ハ陵。スナアル。ツカイツ。

凡小海ふりゆるく此おら。楯縫郡此説の
如。紫菜を。

出雲郡の堺出雲川此迄ふとなりて。七里二十五
歩。飯石郡の堺堀坂山又通り。一十九里同ト
郡此堺曾記村よりなりて。一十五里一百七十

四歩。石見國の安農郡此堺多根々山ふ通り。
三十三里みら小者又刻り。同安農郡の川相
々ふとなりて。三十六里みらに常に刻あり。
但政。をぐまはるまぶとり。附ありふれくの。

郡司主帳云位刑部
大領外役七位上勲業神門

擬小領外大初位下勲業刑部
 重政外從八位下勲業古備後

(Faint bleed-through text from the reverse side of the page)

飯石郡

合郷七。里十九。

熊合郷

今依前用

三屋郷

本字三刀屋

飯石郷

本字伊鼻志

多糸郷

本字種

須佐郷

今依前用

以上五郷。別小里三。

○出雲風土記假字書飯石郡

波多郷

今依赤用

赤湯郷

本字支自真

以上二郷別又里二

飯石とを^所依^以く^ハる^ハゆ^ハゑ^ハハ^ハ飯石の^サ中^チハ^ハ伊^イ毘^ヒ志^シ都^ツ

幣^ベ命^ノミ^ミト^ト左^サ飯^イ石^ヒと^シ云^ク

熊谷々^{クニタニサト}郡^ノ家^ヤの^ヒ東^{カシキタ}山^ニ二^ニ十六^{ロク}里^リ古^コ老^ロの^ツ傳^タふ^ハ久^ク

志^シ伊^イ奈^ナ太^タ美^メ若^ニ与^ヨ麻^マ奴^ヌ良^ラ比^ヒ賣^メ命^ノ云^ク久^クみ^ミま^マと^ト云^ク

及^ツ將^シ産^シ久^クみ^ミま^マと^ト云^ク久^クみ^ミま^マと^ト云^ク久^クみ^ミま^マと^ト云^ク

を^求ま^{タニ}さ^{タニ}給^{タニ}ふ^{タニ}其^其ト^トキ^キ此^此處^處到^到來^來甚^甚隈^隈

く^隈ま^{タニ}し^{タニ}き^{タニ}谷^{タニ}を^{タニ}ら^{タニ}と^{タニ}詔^詔ひ^ひき^きか^かれ^れ熊^熊谷^谷と^と云^ク

三^ミ屋^ヤ々^々郡^ノ家^ヤの^ヒ東^{カシキタ}山^ニ二^ニ十四^{シヨウ}里^リ天^{テン}下^カは^ハく^ク々^々大^{オホ}林^{カミ}

此^此處^處在^在カ^カレ^レミ^ミト^トヤ^ヤ云^クシ^シム^ムキ^キノ^ノミ^ミセ^セト^ト云^ク

字^ジと^ト三^ミ屋^ヤと^ト改^改む^むす^すめ^めを^をら^ら正^シ倉^{クラ}と^ト云^ク

飯^イ石^シ々^々郡^ノ家^ヤ此^此正^シ東^{トウ}一^{イチ}十^{ジュウ}二^ニ里^リ伊^イ毘^ヒ志^シ都^ツ幣^ベ命^ノ天^{テン}降^カ

其^其ト^トキ^キ此^此處^處到^到來^來甚^甚隈^隈久^クみ^ミま^マと^ト云^ク久^クみ^ミま^マと^ト云^ク

字^ジを^を飯^イ石^シと^ト改^改む^む久^クみ^ミま^マと^ト云^ク

多祢々郡家又はあり。天下は造、大祢大穴
持命と須久奈比古命と天下をめぐらし、
稻種ありにおらしりき。かれ種と入祢龜三年
字成多祢と改む。

須佐々郡家此正西一十九里。神須佐能袁命乃詔
之。此國を小國をれども。國處あり。かき
御名もいふきんは著。詔給ひてす
らち己命此御魂を結めおき給ひてすあり。

社

然即 奈スサダヲスサダ
志かして大須佐田小須佐田を定め給ひき。
須佐とつ入すめら正倉あり。
波多々郡家此西南一十九里。波多都美命。天降里
ましとらちり。かき波多とつ入。
素戔嗚尊家此正南三十六里。伎自麻都美命す。
すめらち正倉あり。
須佐ノ社 河邊ノ社 御門屋ノ社

○出雲風土記假字書

○七十八

多倍ノ社 飯石ノ社

カミノタリ イツトヨ 並 カムムツカサ
以上の五所をみれば神祇官ふりり。

狭長ノ社 飯石ノ社 田中ノ社

多加毛利ノ社 兎比ノ社 日倉ノ社

井草ノ社 深野ノ社 託和ノ社

上ノ社 葦鹿ノ社 粟谷ノ社

穴見ノ社 神代ノ社 志志乃村ノ社

カミノタリ トヨニツイトヨ
以上の十五所を並ね神祇官ふりり。

山

焼村山郡家北正東一里

穴厚山郡家の正南一里

笑村山郡家北正西一里

廣瀬山郡家の正北一里

琴引山郡家乃正南三十五里二百歩

周一十一里古老北傳ふい此山の峯に窟あり

裏 うちふ天下は造 大神の御琴あり長

三七尺廣さ三尺厚さ一尺五寸ま石神あり

二尺周ニシヤク。タクリシヤク四尺シヤクちうり。故コトヒキヤ引山コトヒキヤといふ鹽味葛云。エビカヅラ

石穴山イハナヤ郡家郡ヤ北正南ニミナミゴジフ五十八里ハチリ。タカ五十丈ゴジフゴヤウ。

幡咋山ハタクヒヤ郡家郡ヤの正南ニミナミゴジフ五十二里ニリ。サキクサ紫草サキクサあり。

野見ノミ亦見キミ石次イハスキ三野ミノ並並郡家郡ヤ北南ニミナミ西四十里シジュリ。

紫草サキクサあり。

佐比賣山サヒメヤ郡家郡ヤの正西ニシゴジフ五十一里イチリ。イハスキ一百四十步ヒヤクシヨブ。石見イハスキ

と出雲イヅモと二國フタクニの堺サカヒ。

堀坂山ホリサカヤ郡家郡ヤ北正西ニシニシラ二十一里イチリ。サキ杉松シノマツあり。

城垣野キリノ郡家郡ヤの正南ニミナミ一十二里ニジュニリ。サキクサ紫草サキクサあり。

伊我山イガヤ郡家郡ヤ乃正ニキタ北一十九里イチジュウククリ。ニヒキクサ二百步ヒヤクシヨブ。

奈倍山ナベヤ郡家郡ヤの東ヒガシ北二十里ニジュリ。ニヒキクサ二百步ヒヤクシヨブ。

凡諸山野モロノヤ所所在在草草木木。卑解トコロ升麻トリス當歸ヤク獨活ドクワ

大薺オホエ黄精オウセイ菰コ胡薯コ菰コ白朮オウゴク女萎メヒキ細辛コウキン白頭オウゴク白朮オウゴク

赤筴アカサテ栝クサ梗コ葛根クサ秦皮シノ杜仲ト石斛シヨク藤フ李リ摺ズ榴リウ赤桐アカキ推シ

楠クサ楊梅ヤウメイ柶キ拓タク榆ユ松マツ槿キ藜リ楮コ禽獸カニ中ナカ則鷹オウ隼スン山ヤマ鷄トリ

鳩キス熊ク狼オカ猪カ鹿キ兔サ獬サル猴ム飛サ鼯ビりり。

三屋川ミトヤカハ源を郡家北正東一十五里多加山より出

て。小キタ又ナガ流れて斐伊川ヒイノカハより入。幸魚アユなり。

須佐川スサノカハ源を郡家北正南六十八里琴引山より

出。小キタ又ナガ流きて赤尾波多須佐アカオノハタスサの三々ミサト

終ハて神門郡カムドノコホリの大門立村オトタテムラ入。此コ所ノ謂ハカムド

の河上カハカミより。幸魚アユなり。

磐俎川イハスキカハ源を郡家北西南七十里紫山より出。水

小流ナカきて須佐川スサノカハに入る。幸魚アユなり。

波多小川ハタノヲカハ源を郡家北西南二十四里志許斐山

より出。小キタ又ナガ流れて須佐川スサノカハに入る。狭スサあり。

飯石小川イヒシノヲカハ源を郡家の正東一十二里佐久礼山より

出。小キタ又ナガ流れて三屋川ミトヤカハに入る。狭スサあり。

大系郡オホハシノの堰サカヒ斐伊河ヒイノカハの邊ホトリを通り。二十九里一百八十

步。仁多郡ニタノ此堰サカヒ温泉川ユノカハの邊ホトリより通トホりて。二十

二里ニリ神門郡カムドノの堰サカヒ紀村キノムラを通り。二十八里

ロクジフブ。オナジコホリ。ホリサカヤ。トホ。ニジイチリ。キビニチクシ
 六十歩同郡の堀坂山又通る。二十一里。倭後
 國の惠宗郡此堀荒麻坂又通る。三十九里二
 百歩。みら又常に刻り。倭後國の三次郡此三
 坂又通る。八十一里。みらに者又刻り。波多の
 徑。須佐の徑。志部免の徑。以上此三徑。少常小
 刻。ま。も。改。り。り。耐。又。か。り。小。お。く。は。も。
セキ 租 百リヤト トキ 權 置 耳

郡司主帳委位置

大領外正八位下勲業大弘造

少領外後八位

仁多郡

郡名の五箇二十里古来の郡名と云ふ

合郷四

里十二

三處郷

今依若用

布勢郷

今依若用

三澤郷

今依若用

横田郷

今依若用

以上四郷別又里三

仁多と云ふ

號

所以

天下は

所造

大神

大

○出雲風土記假字書

○今三

穴持命の詔イリタミ。此國コノクニも。おほきくく川カハカミちひさ

く川カハカミ上も。本穂キノホう判ふ。川カハカミも。かえ志シを這ハ

ひ度さ度れり。是も雨多ニタ志招シキ小園コノクニをり。とけり給タミ

ひ故き。かれ雨多ニタと云ふ。

三處郷ミトコロノサト。即即郡家コホリヤ又はあり。大穴持命オホナモチノミコト此のり給タミ

そく。此此地地地と好ろの田タよ故が吾アガ河地カハカミの田タと

詔イリタミひき。かまここ處ココと云ふ。

布勢郷フセノサト。郡家コホリヤの正西マシニ一十里イチジウリ。古老コノコの傳ツタふ。大神オホカミ

命ミコトのふせりま坐し。と處ろ。かれ布世フセと云ふ。神シム龜カメ

三幸ミサキ字ジを布勢フセと改アラタむ。

三澤ミサハノサト。郡家コホリヤの西南シニ二十五里ニジウゴリ。大神オホカミ大穴持命オホナモチノミコト此

河子カハコ。河カハカミ邊ヘ須ス根ネ。日子命ヒコノミコト。河須カハス髪カミ八握ヤツカお生る

まで。晝夜ユルヒルを哭れま坐し。辞コトめよ不通。其其時トキ河祖命カハノミコト。

河子カハコと船フネよ乘のせ。八十島ヤソシマを率め巡ら慰る。

か猶給タミへ哭ども。ち不ほ止あ由さ由す由ら由と由ま由ざ由り

き。大神オホカミい願ぬ願ざ願給タミ。河子カハコ此此ね哭ち由よ由

社

とら正倉^{ミクラ}あり。か^以れ^上る^諸の^郷さ^具と^りく^出り^出る^出。せ^{シロカネ}る^堅鉄^右か^雑く^具て^具り^具も^具く^具さ^具く^具け^具う^具は^具を^具め^具の^具

式澤^{シザノ}社 伊我多氣^{イガタケ}社

以上の二所^ニも^ミみ^カれ^ム神^ツ紙^ツ宮^ツあり^宮。

玉^{タマ}桃^{ツツ}社 須我非^{スガヒ}乃^ノ社 湯野^{ユノ}社

比^ヒ太^タ社 漆^{シク}仁^ニ社 大^{オホ}原^{ハラ}社

仰支斯里^{カキキリ}社 石^{イハ}壺^ツ社

山

以上の八所^ハも^ト並^ナ神^カ祇^ム宮^ツあり^宮。

多^{トリ}上^カ山^{ヤマ}郡^ノ家^ヤ北^ヒ東^カ南^ミ三^サ十^ジ五^ゴ里^リ。伯^ハ耆^キと^イ出^ツ雲^モと^フの^タ

塙^{サカヒ}鹽^エ味^ビ葛^{カクラ}あり。

室^{ムロ}原^{ハラ}山^{ヤマ}郡^ノ家^ヤの^ヒ東^カ南^ミ三^サ十^ジ六^{ロク}里^リ。依^キ後^ノと^イ出^ツ雲^モと^フ三^サ國^{クニ}

の^{サカヒ}塙^エ鹽^ビ味^{カクラ}葛^{カクラ}あり。

灰^ヒ火^ヒ山^{ヤマ}郡^ノ家^ヤ北^ヒ東^カ南^ミ三^サ十^ジ里^リ。

遊^ユ記^キ山^{ヤマ}郡^ノ家^ヤの^ミ正^シ南^ミ三^サ十^ジ七^{シチ}里^リ。鹽^エ味^ビ葛^{カクラ}あり。

河^ミ坂^{サカ}山^{ヤマ}郡^ノ家^ヤ北^ヒ西^シ南^ミ五^イ十^ジ三^{サン}里^リ。す^イめ^カを^カら^カ此^コ山^{ヤマ}と^カ神^{カミ}

○出雲風土記假字書

○八十六

此御門ミカドなり。故コトに御坂ミサカと云イハレ。倭後ヤマトノミチノミチと出雲イヅモと此課サカ。鹽味シホ葛カヅラあり。

志努坂野シヌサカノ郡家ノリヤ北西南キシナン三十一里サンジウイチリ。紫草サキクサ少イサカなり。

玉峰山タマミネ郡家ノリヤの東南ヒガシミナミ一十里イチジウリ。古コ老ロ傳デンふり山ヤマの巔ミネ。

小玉コタマ半ナくまタリり。神カミの社ヤシロなり。右玉峰カレタマミネと云イハレ。

城シロ野ノ郡家ノリヤの正南マサミナミ一十里イチジウリ。紫草サキクサ少イサカなり。

大内野オホウチノ郡家ノリヤ北正南キシナン二十二里ニジニリ。紫草サキクサ少イサカなり。

菅火野山スガヒノヤマ郡家ノリヤの正西マサニシ四里シジウリ。右ミドリ一百二十五丈イチヒヤクニシユフサ。周シウ。

一十里イチジウリ峯ミネ小社コノヤシロなり。

戀山コトヤマ郡家ノリヤ北正南キシナン二十三里ニシジウリ。古コ老ロ傳デンふり山ヤマ和雨ニ。

阿伊村アエムラ又マタ小社コノヤシロ。玉日女タマヒメノ命ミコト以ヨリてカハ。

到キぬ。その時トキ玉日女タマヒメノ命ミコト石イシりて川カハにセ。

うば。不得エズ所トコロ戀コト山ヤマと云イハレ。

凡諸山野オホソラノヤマ小コ草クサ木キ。白頭翁オキナウサ藍漆アキウシ高木タカキ。

玄クニ冬フユ百合王ヒヨクサ不留行ヒメノハ薺ホドツラ百部ヒヤクブ根ネ瞿麥トクマシ升ノボリ麻アサ菝シ。

黄精オウセイ地榆チユ附子ブシ狼牙ロウガ離留リリウ石斛シヤク貫衆クワンジュウ續斷シヨクタン女萎メヅ藤フジ李リ。

川

榎檜招樞松栢栗柘槻藁楮會獸トリスノモノ少々トリスノモノとトリスノモノなり。則
鷹タカ晨風ハヤブサ鳩ヤマト山雞ヤマドリ熊クマ狼オオカミ猪イノシシ鹿カ狐キツネ兎ウサギ獼猴サル飛ウツク獺イノシなり。

横田川源ヨコタカハ郡家コホリヤ北ヒトカシ東南ミナミ三十五里ミヤジノコを上山トリより出イデく
少キタ又ナガ流ナガる。所謂ヒノ斐伊オホカハ大河カミの上カミをナガり。幸魚アユ少イサ少カなり。

室原川源ムロハラカハ郡家コホリヤの東南ヒトカシ三十六里ミヤジノコ室原山ムロハラヤマより出イデく
少キタ又ナガ流ナガる。此ヒノ則カハ所謂ヒノ斐伊オホカハ川カハの
上ウヘをナガり。幸魚アユ麻マ須ス鮎アヲ鱧カマ等ナガヒの類タガヒなり。

灰火小川源ハヒヒノカハより出イデく。斐伊ヒノの河カハ上カミより入イデる幸魚アユなり。

阿伊川源アヘカハ郡家コホリヤの正南ヒトカシ三十七里ミヤジノコ遊記山ユウキヤマより出イデく。少キタ又ナガ流ナガれて斐伊ヒノの河カハ上カミより入イデる幸魚アユ麻マ須スなり。

阿佐川源アサカハ郡家コホリヤの西南ヒトカシ五十里ミヤジノコ所坂山ソカヤマより出イデく。少キタ又ナガ流ナガれて斐伊ヒノの河カハ上カミより入イデる幸魚アユ麻マ須スなり。
比太川源ヒタカハ郡家コホリヤ北ヒトカシ東南ミナミ一十里ミヤジノコ玉峯山タマミネヤマより出イデく。

○出雲風土記假字書

道通

少又流る。意字郡の野城河の上はれをり。幸魚
りり。

湯野小川源を玉峯山より出く。西に流れて。斐伊の
河上ふ入る。

飯石郡の埜漆仁川の遙に通りて。二十八里即川邊

小藥湯あり。ゆりそればみやらしき。あそび

濯。とげ心毒此病の因。男女老少よるひる

不息。駱驛。往來。終を得ざるものとす。

故俗人。号。藥湯とす。即。正

倉りり。大系郡の埜。幸谷村又通る。一十六里

二百三十六歩。伯耆國此日野郡のさうひ。阿志

毘縁山とほりて。二十五里一百五十歩。常に

割あり。伎後國の惠宗郡此埜遊山と通りて。

三十七里常に割りり。同く惠宗郡此埜。比

布山又通りて。五十三里。又割あり。孝政

耳。おとりの村かきふおくれ。

郡司主帳外大初位下品治部
 大領外後八位下蜺部
 少領外從八位下出雲

大原郡

合郷四里二十四

神系郷 今依前用

屋代郷 本字矢代

屋裏郷 本字矢内

佐世郷 今依前用

阿用郷 本字阿欲

海潮郷 本字得鹽

○出雲風土記假字書大原郡

キスギノサト 今依前用

斐伊郷 本字 樋

以上八郷別二里三

大系とを定ぐるゆゑを郡家此正西一十里一百一

十六歩田一十町許を有り。故大系といふ。

往古之時此處に郡家ありき。今を定

むるに大系といふ。今郡家のありと

を斐伊村といふ。

神原郷郡家此正北九里。古老の傳ふ所。天下に

造り大神の御財積置給ひ

しとる。志れは神財郷といふ。今

の人を誤りて。神系郷といふ。

屋代郷郡家此正北一十里一百一十六歩。天下に

造り大神の御財積置給ひ

しとる。故に屋代といふ。神龜三年字

屋代と改む。即ち正倉といふ。

屋裏々郡家北東ヤウチサトノホリヤ北東ヒカシキタ一十里一百六十步イチジュウダテジュウブ古老の傳コダヘノツタヘ
云アツレタ所造所造 奈カキ奈カキ 笑笑 令令 殖殖 夕夕
 小ソノ天下アツレタを所造~~~~~大神オホカミや或城ヤウチを故急急め給ひ
處 一々一々を故きり。切切れ矢内ヤウチと云神龜ジムキノ三年ミヤトサトシ字と
 屋裏ヤウチと改~~~~~む。

依世郷郡家北正東サセノサトノホリヤ九里二百步ニヒヤクブ古老の傳コダヘノツタヘ云
 須依能衰命スサノノミコト。させのキ木ハ此此系系瓜瓜切切~~~~~と踊躍り
爲タキ所刺サセノキサセノキ 爲爲タキ所刺サセノキサセノキ 爲爲タキ所刺サセノキサセノキ 爲爲タキ所刺サセノキサセノキ
 志志の志耐耐さサせるサ依世依世本本の葉ハ此此おおらら~~~~~地地
 ちちり。故故サセサセ云云切切れ依世依世とと~~~~~

阿用郷郡家北東アヨノサトノホリヤ南一十三里八十步ミナミトウサンサテヤチジュウブ古老の傳コダヘノツタヘ
云カシ或ヒト此處處 昔昔りり人人ああののととろろ此此山田ヤマダをを~~~~~
 守守ままののれれるる。其其目目一一あるある鬼オニ素素てて田タつつるる
 ひひととののををののここ瓜瓜ららひひききるる。その耐トキをを此此の父チ
 母竹系ハタカハラの中中にに切切りりをを~~~~~。其耐竹トキタケの葉ハちちよよ
 げげアア~~~~~を所食の男ここ。切切りりよよ~~~~~いいひひきき。
故アアヨヨ~~~~~。故故アアヨヨ~~~~~。故故アアヨヨ~~~~~。故故アアヨヨ~~~~~。
 切切れ阿ア欲ヨとと~~~~~。切切れ阿ア欲ヨとと~~~~~。切切れ阿ア欲ヨとと~~~~~。切切れ阿ア欲ヨとと~~~~~。
 切切れ阿ア欲ヨとと~~~~~。切切れ阿ア欲ヨとと~~~~~。切切れ阿ア欲ヨとと~~~~~。切切れ阿ア欲ヨとと~~~~~。

海潮郷。郡家北正東一十六里三十三步。古老の傳

云。字能治比古命。御祖スガネノミコト。恨

北。方。出雲北海潮を御乃度せり。

御祖神を。此海潮。至。乃度せり。

得鹽と。神龜二年。字と海潮と改む。即東小

須我小川の湯淵村北川中又温泉あり。

不。用。同川上毛間村北川中又温泉出

號。不。用。乃度せり。

素次郷。郡家北正南八里。天下。大御命

此詔。八十神々青垣山のうらふおと

乃。給ひて。追。此處。追

次。全。故。素次と云。

斐伊郷。郡家北正南。通連日子命。此處。全

故。通。神龜三年。字瓜斐伊と改む。

新造院一所。斐伊の郷中あり。郡家北正南一里。

巖堂と。傍五軀あり。大領勝。君虫麻呂造

寺

所
とちろなるま。

新造院一祈屋裏の々中ふりり。郡家北正一十里

一里一百二十步。三層此塔を建立する傍一軀なり。

前少領額田初後押總造が所は造る所なる所なり。今

の少領伊去美從父兄が所なる所なり。

新造院一祈斐伊サト此サト中サトふりり。郡家北東一里巖

堂建成タカを建立タカ。尾二軀なりなり。斐伊サトのサト人サト植伊支知

麻呂造が所は造る所なる所なり。

社

矢口社 字乃邊社 支須支社

布須社 御代社 汗乃邊社

神原社 樋社 樋社

佐世社 世裡社 得鹽社

加多社

以上の一十三所ハ並神祇官小なり。

赤秦社 等等呂吉社 矢代社

比和社 日原社 幡屋社

○出雲風土記假字書

春殖社 船林社 宮津日社
 阿用社 置谷社 伊佐山社
 須我社 川原社 除川社
 屋代社

以上の二十七所へ並神祇官おろす所。

山

菟原野郡家の正東とある所ら郡家より所造
 城名樋山郡家正北一里一百歩天下に造
 大津大穴持命八十種とくむく城と

此より給ひき。かれ城名樋山と云。

麻山郡家正北一十里二百歩。タカ

周五里。此より櫻椿等の類あり。東南

西のりともみ野あり。古老の傳ふに神須佐

能袁命此御子。青幡佐草日古命。此山上小麻と

すきとめ給ひき。かれ古麻山といふ。即ち

此山の峯よりすけはとらる。御魂

須我山郡家の東北一十九里一百八十歩。檜扮

了。

船岡山郡家北フナヲカヤノ東ヒキタチキリイナヒト一里一百步。阿波アハ根キハ岡ハ委ワ宗ソ依イ比ヒ

古命コミコトひヒ死シ来キてテ居居給タマヒひヒ船フネのノ所所化化山山先先をを

にニ。故故船岡山フナヲカヤノといトふフ。

御室山郡家の東ヒキタチキリイナヒト一十九里一百八十步。神カム湏ス佐サ

乃平命ノノヒコトをを住住るルをを住住らラせセめメひヒてテやヤらラせセ給タマヒ

ふフ。故故御室ミロといトふフ。

凡諸山野オホラヲモクノヤマ所所在在草クサ木キ。若クララ冬アリヒキ栝ウコキ梗モロヒクサ菩モロヒクサ菘モロヒクサ白モロヒクサ芷モロヒクサ

前胡シメツクサ獨活ウド卑解トコロヅラ葛根クサカサネ細辛ミラフチヂ茵芋ニツムシ白芍ヤニカシ朮ユシ白ヤニカシ斂ユシ女ユシ

委クサ薯ヤニウイモ蕷ヤニスゲ麥フダ冬ヒ藤カハカシ李イモ檜イモ柗イモ檉イモ楮イモ椿イモ椿イモ揚イモ梅イモ梅イモ櫨イモ

麋キタ禽トリ獸モノ。鷹タカ晨ハヤ風フエ鳩ヤト山ヤマ鷄トリ雉キス熊クマ猪イノシシ鹿カ

兎ウサギ獼ヒ猴サル飛ヒ蠶サ蠶サ。有アル。

斐伊川ヒノカハ郡家郡家北北正正西西五五十十七七步步。西西小小流流れれてて出出雲雲郡郡

のの多多良良村村入入るる。幸幸魚魚麻麻湏湏河河。

海潮川ウレホカハ源源のの意意字字とと大大系系とと二二郡郡のの水水がが流流れれてて出出雲雲郡郡

よりより出出るる。小小又又流流ききてて海海潮潮々々よりより西西小小流流るる。幸幸魚魚

○出雲風土記假字書

○九十六

麻湊マヌなり。

湊我小川スガノヲガハ源ニモトより湊我山スガヤマより出イデて西ニシに流カる。幸魚アユ

少少イサカなり。

佐世小川サセノヲガハ源ニモトより阿用山アヨヤマより出イデて少サく流カれて。海潮川ウシホカハより

入イる。魚ウナを無し。

幡屋小川ハタヤノヲガハ源ニモトより郡家ノリヤ北東小幡ヒガシキタハタヤヤ山ヤマより出イデて南ミナミに

流ナカる。魚ウナを無し。水ミヅを合せり。西ニシに流カれて。出雲イサモ

の大河オホカハなり。

道通

屋代小川ヤシロノヲガハ源ニモトより郡家ノリヤ北正東ヒガシヨケ除田野ノノより出イデて西ニシに流カる。

まを斐伊ヒノ大河オホカハより入イる。魚ウナを無し。

意宇郡オウノノリの榎木サカキ垣キ坂サカ又トホ通ニる。二十ニ三サ里リ八ハチ十五ジウゴ步フ。

仁多郡ニタノノリ北サカヒ原ハラ幸谷村タニノムラより通ニる。二十ニ三サ里リ一ヒト百ヒャク八ハチ十ジュウ步フ。

二步ニフ。飯石郡イヒシノノリの榎斐伊河サカヒヒノカハのほとり邊に通る。

五十七步ゴジュウシチフ。出雲郡イサモノノリ北多義村タギノムラより通ニる。一イチ十ジュウ一イチ里リ。

二百二十步ニヒヤクニジュウフ。

前件カシクダリの三郡ミノリより並ナラび山ヤマ野ノの中ナカなり。

○出雲風土記假字書

郡司ノ主帳ノ無位ノ勝部ノ位ノ
 大領ノ正六位上ノ勳業ノ勝部ノ位ノ
 少領ノ外位八位上ノ額田部ノ位ノ
 王政無位置位

通度

國ノの東ノ北ノ堺ノより西ノよりノ二十里ノ一百八十歩ノ
 野城橋ノより長ノさノ三十丈ノ七尺ノ廣ノさノ二丈ノ六尺ノ
 飯梨川ノより西ノ二十一里ノ國廳ノ意字ノの郡家ノ
 の水ノれノちノまノいノるノ。至ノ。即ノ。分ノ。二道ノ
 とあるノ。一ノ片ノをノ正ノ西ノの道ノ。二ノ片ノをノ北ノ道ノとノすノ
 北道ノより四里ノ二百八十歩ノ。郡ノの水ノれノ北ノ堺ノ
 朝酌ノのわノらノりノにノいノるノ。至ノ。渡ノ。八十歩ノ。渡ノ。船ノ一ノ川ノ

○出雲風土記假字書

あり。又キタイチダリ一十里イチヒヤクシツブ四十歩。為根の郡家ネ
みし至。郡家よりキタ北去一十七里イチシチリ一百
八十歩。隱岐の渡千碓のウマヤ禪家ハニにハチジフ八十歩。又オキ郡家よりフネ西至一十五里
八十歩。郡のサカヒ西北サカタハレ隅至依太橋ナガふサマしチヤウ。長ヒロ一丈サ廣
一丈イチサウ依太川ガハ。又サ西ハチリ八里サムヒヤク三百歩。秋鹿の郡家ネ
に至し又郡家よりニ西イチヒヤク一十五里ゴリ一百歩。郡の
西のサカヒ隅至一ニ西ハチリ八里ニヒヤク二百六十四歩。推縫

の郡家ネより至し又郡家よりニ西イチヒヤク七里ロク一百六
十歩。郡のサカヒ西北至隅ニふ又西ニ一十里ニヒヤク二百二
十歩。出雲の郡家ヒカシ東邊の即ほニと正
西道ニより入し越。枉キタヨク小道の程ホドク九十九里イチヒヤク一百
一十歩の中。隱岐の道イチシチリ一十七里イチヒヤク一百八十歩。
正西道ニより至し又西ニ一十二里ニヒヤク野代橋ハシふ至し又長ナガ
六丈ロクサウ廣ヒロ一丈五尺イチサウゴシヤク。野代川シロカハ。又ニ西ニ七里ニヒヤク五タ他ツクの
街チミタふ至し又即ツカ分フタミチ二道ニと爲なるヒト。一川イチカハより

正西の道一川を正南北道。

正南道一十四里二百一十步。郡の南西の堺あり。

又南二十二里八十五步。大系北郡家あり。

即ち。その間をわらわれて二道とあり。一川を南西

道。一川を東南道。

南西道五十七步。斐伊川あり。渡里二十五步。

渡船一川あり。又南西二十九里一百八十步。飯

石の郡家あり。又。郡家より南八十里。國

の南西北堺あり。倭後國の三次郡と通る。

とらぶまが國をさる程一百六十六里二百五十

七步あり。

東南道郡家よりさるて二十三里一百八十二步。

郡の東南北堺仁多郡の北比理村あり。又

東南一十六里二百四十六步。仁多の郡家あり。

分。その間をわらわれて二道とあり。其一道を東三

十八里一百二十一歩。國の東南の堺あり。

伯耆國の日野郡ヒノふ通へる。又一道を南三十八里ヒノ一百二十一步。倭後國の堺遊記山よりヒノ。

正西道も。玉川の街より西九里。赤待橋よりヒノ。

長さ八丈。廣さ一丈三尺。赤待川。また西二十三

里三十四步。出雲の郡家よりヒノ。又郡家より

西二里六十步。郡の西の堺。出雲河よりヒノ。渡り

五十步。わき一川あり。又西七里二十五步。

津門の郡家よりヒノ。また河よりヒノ。渡り二

驛

十五步。わき一川あり。郡家より西三十三

里國の西に堺あり。石見國の安農郡より通へ

る。とぶねの國より程一百六里三十四步。

東の堺より西より二十里一百八十步。野城

驛より。又西二十一里。黒田驛よりヒノ。また

ちわくわく二道とちる。一川を正西道。一川を

隠岐國より道あり。隠岐國の道よりヒノ。

三十四里一百三十步。隠岐の渡り千の驛より

團

至 又 正西道三十八里。宗道驛ふしる。又
又西二十六里二百二十九步。狭結驛ふしる。又
西一十九里。多岐驛ふしる。又 西一十四里
國の西に堺あり。

烽

意字に軍團と。即ち郡家又は郡。能谷
軍團と。飯石の郡家北東小二十九里一百八十步。
神門の軍團と。郡家の正東七里。
馬見烽。出雲に郡家北西小三十二里二百四十步。

戌

土掠烽と。神門の郡家北東南四里。多夫志烽
と。出雲の郡家北正北一十三里四十步。布自義
美烽と。鳩根の郡家の正南七里二百一十步。青
垣烽と。意字に郡家北正東二十里八十步。
平沙に戌と。神門の郡家の西南二十一里瀬崎の
戌と。鳩根の郡家北東小一十九里一百八十步。

天平五年二月卅日勘造秋鹿郡人神宅臣金太理

國造帶意宇郡大領外正六位上勲業出雲臣廣嶋

出雲風土記假字書跋
平城宮爾天下知食斯乃天津御代豐
國成姬天皇御代尔諸國尔於保世互語
都伎言都伎伎多留海川野山乃由惠與
之乎始那理伊豆流物等脫留事奈久書
記互奉良勢賜倍留書風土記登名都氣
天六十餘六卷叙阿理氣牟其者續日本
紀尔和銅六年五月甲子幾内七道乃諸
國尔制之而郡鄉乃名好字乎著氣其郡
内尔生出留所乃銀銅彩色草木禽獸魚

蟲等乃物具尔色目表録及土地乃沃墾山川原野乃名號乃由處又古老相傳留舊聞異事史籍尔載互言上世之牟杵見衣多利此書何乃頃尔加絶計武元弘建武与利應仁文明乃間都乃乱尔古伎書等多久燒失世太免留表此書毛其頃万互波殘有卷毛有氣牟今者亡去多礼婆其元乎辨倍知弊伎由無互許知許知乃名立有所毛違尔違訛謬尔訛謬尔氣利今多万多万出雲乃一國乃美全殘互其

余波釋日本紀登仙覺律師之萬葉集抄与尔引出多留乃美曾世尔波殘有然尔其出雲國杵築神官富永芳久至古乎深久慕尊美互普久古書乎與美布利尔之蹤乎世々尔傳武事乎慮而其國乃風土記乎人々見安有武爲登互此度假字尔記互三卷登之出雲風土記假字書登奈武云此書乎之与久見互味飛奈婆其國乃古去之跡乎甚能知良流倍伎物曾加久伊布波安政三年八月都乃錦登綾乃

街尔都々末礼留四條大路和多利尔隱
多留堀尾生津麻呂

浪華里人 小野原啓三書

出雲風土記鈔

岸埒大人著

全四冊

出雲風土記解

内山大人著

全三冊

出雲風土記參解

富永大人著

全五冊

出雲風土記假字書

同 刺成

全三冊

出雲國神社記

同

全二冊

同 參解

同

全五冊

出雲國名所集

同

全一冊

大阪心齋橋通博勞町角

河内屋茂兵衛

